

Q21 特定調停のポイント

特定調停とはどのような方法ですか。そのポイントを教えてください。

A

1. 特定調停とは

特定調停は、借金の支払いが困難となった者（個人・法人）について、経済的に再生できるように、簡易裁判所が債務者と債権者との間に立って金銭債務にかかる利害関係を調整する目的で、「民事調停」の特例として設けられた手続きです。

裁判官と調停委員2名で構成する調停委員会が、申立てた債務者の生活や収入の状況、今後の返済方法などを聴いた上で、債権者の意向も踏まえて、残っている金銭債務をどう払っていくか、双方の意見を調整していきます。したがって、調停を成立させるためには、債権者の理解と協力がどうしても必要になります。

2. 特定調停の特長

特定調停は債務者が自分で裁判所に申立てをすることができます。弁護士などの専門家が関与しなくとも債務者本人が容易に手続きをすることができますし、申立て費用も低額です。

裁判所の調停委員会は特に必要と認める場合には、債権者に対して全ての取引履歴を提出するよう命令することができますので、取引の経過を出し渋る債権者に対しては効果的といえます。

3. 特定調停の運用

東京簡易裁判所の場合、調停委員会は原則として、遅延利息も含めて、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算を行い、将来の利息は付けず、5年以内の弁済計画（実際は3年程度での弁済計画が多い）を立てています。

しかし、これらの運用は各裁判所により異なっていますので、申立てしようとする裁判所に確認する必要があります。

Q22 特定調停は不利か

特定調停の場合、任意整理と比較して調停案が不利になるケースがあると聞きますが、どういうことですか。

A

特定調停は、弁護士などに依頼せずに債務者自身で申立て手続きをすることができますのですが、弁護士などに依頼する場合の任意整理より債務総額は多くなってしまう可能性があります。

1. 債務の総額

任意整理（第5章を参照してください。）においては、弁護士会の統一基準に従って債務弁済の和解をすることになり、利息制限法の制限利率による引き直し計算後の残元本額のみを債務額として返済します。

特定調停においては、統一基準がないため、裁判所や調停委員によって調停内容が異なる場合があります。例えば、債権者から請求されていた債務額からみると、利息制限法の制限利率で引き直し計算したことによる債務額の減少はあるものの、特定調停で確定した債務額は破産や個人再生の場合のような大幅な債務額のカットは見込めません。調停成立時までの利息を付加して支払うことになったり、さらには、弁済を完了するまでの将来利息を付加することになったりする場合もあります。

2. 過払金発生の場合は債務不存在調停

引き直し計算の結果、過払金の発生が見込まれる場合には、特定調停では債務不存在調停として扱われることとなりますので、過払金の返還を債権者に求める場合は、別途、取り立てをしなければなりません。

3. 調停調書は判決と同じ効力

債務者と債権者との話し合いがつけば調停調書が作成され、合意した内容は判決と同じ効力をもつこととなりますので、債務者が合意内容に従って返済を行わない場合には、債権者から強制執行を受けることもあります。

Q23 特定調停の不成立

特定調停で債権者と合意ができなかった場合は、どうなりますか。

A

特定調停が成立することは、債権者にとっても、①個人再生手続や破産手続をとった場合と比較して債権回収の可能性が大きいこと、②調停成立により判決と同様、強制執行力を持つ債務名義が得られること、③過払金が発生した場合に債務者の同意があれば債務不存在として解決できることなどのメリットがあります。

しかし、債権者にとって大きな不利益が予想される場合に「債権債務なし」での合意を執拗に迫ったり、また借りて一回も返済がない者の申立てなどには利息や遅延損害金の取扱いを強硬に迫ったりするなどして、なかなか債権者と合意に至らないことがあります。債権者が調停に応じなかったり、裁判所へ来なかったりすると、その調停は不成立となります。

特定調停が成立する見込みがない場合でも、裁判所によってはいわゆる17条決定（民事調停法17条）、つまり、裁判官が特定調停が成立したのと同様の決定を出すことにより、解決させることが多いようです。この場合、将来利息を付けない分割弁済計画で債務者の経済的な再生が図られることとなります。

なお、任意整理、個人再生、自己破産、弁護士・認定司法書士についてはそれぞれの章を参照してください。

Q24 特定調停の手続きと費用

特定調停は自分でも申立て手続きができますか。費用があまりかからないと聞きましたが、どれ位ですか。

A

特定調停の場合は、債務者自身で申立て費用を支払い、簡易裁判所への申立てをすることができますので、弁護士などに任意整理等を依頼する場合に比較して費用は廉価になります。しかし、債務総額に遅延利息が含まれる場合もあることから、弁護士などに任意整理を依頼する場合より、業者への弁済額が多くなる可能性があります。調停条項を定めて調停を成立させるときに、注意が必要です（詳しくはQ22、Q23を参照してください）。なお、弁護士などに依頼する場合は、自分で申立てる場合の裁判所への申立て費用の他に別途、弁護士などの費用が必要になります。

[本人申立て費用]

本人が申立てる場合の裁判所への申立て費用は申立書に貼付する印紙代金と、予め納めなければならない郵便切手代金がありますが、この取扱いは裁判所によって異なります。東京簡易裁判所においては、以下の通りとされています。

- a 収入印紙…相手方1人(1社)につき500円
- b 予納郵便切手…相手方(債権者)1人(1社)につき、430円分(84円切手5枚、10円切手1枚)

手続き進行後、追加で必要になる場合があります。

(参考) [弁護士などの代理人申立て費用]

担当する弁護士などにより費用は異なりますが、一般的には、着手金および報酬金として債権者3社以上の場合は、1社につき概ね各2万円が最低必要になります（消費税及び実費別）。債権者数が2社より少なければ、1社あたりの金額はより高額になる傾向にあります。

債務者の資力によっては法テラスを利用することもできます（法テラスに関しては、Q42及び参考資料10.を参照してください）。